

# 業務指示書

## ケニア国ナイロビ高架橋建設・道路拡幅事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年9月9日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年9月14日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/都市交通計画（主に道路計画））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市交通計画にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市開発】

- 1) 類似業務の経験：都市開発にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市計画（駅前開発含む）】

- 1) 類似業務の経験：都市計画にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 構造物・橋梁設計】

- 1) 類似業務の経験：構造物・橋梁設計にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月18日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.240 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。  
具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市交通計画（主に道路計画）  
都市開発  
都市計画（駅前開発含む）  
構造物・橋梁設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月9日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

##### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

##### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

プロポーザル評価表  
ケニア国ナイロビ高架橋建設・道路拡幅事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(20.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市交通計画（主に道路計画）	(20.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市開発	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 都市計画（駅前開発含む）	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 構造物・橋梁設計	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	5.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ケニア政府は、国家開発計画「Vision 2030」において、経済開発を3本柱の一つに据え、それを実現するための道路・鉄道・港湾・空港といった運輸インフラの開発を重点課題の一つとしている。また、「Vision 2030」の中期実施計画を示した「第二次中期計画 2013-2017」では、運輸インフラ分野において取り組むべき課題として、首都圏の交通混雑が取り上げられている。

ケニアの首都ナイロビ市では、人口増加（2000年223万人→2010年336万人）、通過交通の増加（ケニア全国の車両登録台数：2006年82万台→2011年162万台）、環状道路の分断による非効率な交通システム等により、渋滞が深刻化し、経済損失や大気汚染・騒音等の自動車公害を引き起こしている。さらに、ナイロビ市の人口は2025年には587万人へと増加し、ナイロビ都市圏の交通渋滞はますます悪化することが予想されている。また、ナイロビ市は、東アフリカ最大の国際港湾があるモンバサからケニア内陸部、さらにウガンダやルワンダといった内陸国へと続く北部回廊上の中心地点の一つとなっていることから、同市を通過する交通・物流の円滑化は自国の経済成長の促進のみならず周辺国の経済発展にとっても重要である。

ナイロビ市内においては、ナイロビを経て北部回廊を通過する交通とナイロビの中心業務地区（Central Business District、以下「CBD」と言う。）を起点・終点とする交通とがモンバサ道路（北部回廊の一区間）に集中し、日中のピーク時には車両の平均走行速度が10km以下となる区間が発生している。このため、北部回廊からCBDに至る交通を分散化させるための事業の実施が急務となっている。

以上を踏まえ、ケニア政府は、「ナイロビ都市開発マスタープラン」（戦略的マスタープランの一環）の中でも優先プロジェクト候補として挙げられていたエンタープライズ道路の拡幅及びナイロビの操車場を跨ぐ高架橋の建設（以下、「本事業」と言う。）に対する円借款を2015年2月に要請するに至った。日本政府の了解を受け、JICAとケニア政府は、本事業はケニアCBD内の交通改善に必要な事業との共通認識に達し、2015年7月16日に協力準備調査の内容を協議議事録に取りまとめ合意した。

本業務は、上記の経緯を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等我が国が有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

なお、ケニアにおいては、運輸セクターではJICAに加え世界銀行(World Bank、

以下「WB」と言う。) 、アフリカ開発銀行、EU、中国等が主要ドナーであり、各主要ドナーがナイロビ市内の道路建設やナイロビ市内を起点とする高速道路の建設を支援している。他ドナーが協力する事業や計画との重複を避けるためにも、本業務を通じて他ドナーの当該セクターにおける主要案件の内容及び進捗を確認する必要がある。特に WB による下記プロジェクトについては相乗効果も見込めることからレビューが求められている。

ア Kenya Municipal Program (KMP) (2010-2017)

イ Nairobi Metropolitan Services Improvement Project (NaMSIP) (2012-2017)

ウ Kenya Informal Settlements Improvement Project (KISIP) (2011-2016)

エ National Urban Transport Improvement Project (2012-2018)

## 2. 業務の目的

本業務は、「ナイロビ都市開発マスタープラン」において優先事業として提案されたエンタープライズ道路の拡張及び鉄道駅・操車場を跨ぐ高架橋の建設について円借款案件としての実現可能性を検討する上で必要な情報の収集、代替案の検討を含む事業の妥当性、事業に伴い発生する社会・環境への影響、事業スコープ・事業費、及び事業効果を確認することを目的とする。

## 3. 業務対象地域

ナイロビ市 (人口約 336 万人、面積 695 平方 Km)

## 4. 相手国実施機関

ケニア都市道路公社 (Kenya Urban Roads Authority、以下「KURA」と言う。)

## 5. 業務の範囲

コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために「6. 業務実施上の留意事項」「7. 業務内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「8. 成果品等」に示す報告書を作成して先方実施機関に提出する。

## 6. 業務実施上の留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置付け

本業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることになる。本業務で取りまとめる事業内容は、JICA による円借款審査の参考資料として取り扱われることになるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で十分に JICA と協議すること。また、本業務で検討・策定した事項が、ケニア関係機関への一方的な提案とならないように、

ケニア関係機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。ただし、本業務は円借款供与を約束するものではないことに留意し、ケニア関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないようにすること。

#### (2) 各ドナー及び関係機関との調整について

都市開発及び都市交通において、WBをはじめとする各ドナーが支援を行っており、本計画においては各支援計画との整合性が求められる。また、本業務は単なる高架橋建設・道路拡幅のフィージビリティ・スタディに留まらず、駅前開発や公共交通志向型開発、更には、都市交通整備に繋がる調査であり、ケニア側の関係機関も複数に亘っている。そのため、WB等の他ドナーとの情報共有及び関係機関の巻き込みを本業務を開始する段階から行う必要がある。本業務実施中は実施機関による関係者との情報共有及び関係機関との調整を側面的に支援すること。

#### (3) 日本技術の活用及び技術移転の検討について

日本技術を活用することによる事業効果の発現及び付加価値の向上を積極的に検討すること。また、実施機関の関心が高い本事業を通じた技術移転についてもプロポーザルの中で提案すること。

#### (4) 公共交通志向型開発

WBのレポート「Financing Transit- Oriented Development with Land Values」(2015年)の中で、公共交通機関に基盤を置き、自動車に依存しない社会を目指した都市開発である「公共交通志向型開発」(Transit-Oriented Development、以下「TOD」と言う。)の重要性が示されており、また、TODは駅前開発等で日本にも経験・ノウハウが多くある分野である。そのため、本業務の中でも、TODの概念の導入の可能性を交通需要調査及び設計の段階で検討すること。

#### (5) 環境社会配慮

環境社会配慮の観点から、用地取得の有無と規模、及び事業予定地の露天商や非合法住民等の有無を確認し、必要に応じて、補償や生計回復支援を検討すること。また、バスターミナルの移転を伴う場合、移転予定先の土地利用状況等を詳細に調査し、必要な環境社会配慮事項を明確にすること。事業内容の計画の変更に伴い環境カテゴリがAになった場合、JICA環境ガイドラインに基づき必要な調査・手続きを行えるような人員配置計画とするべく、契約変更により対応することとする。

## 7. 業務内容

### (1) 「ナイロビ都市開発マスタープラン」及び要請内容のレビュー

「ナイロビ市都市開発マスタープラン」にて提案された事業内容及びケニア政府から提出された本事業に係る正式要請の内容について、以下を含む観点からレビュー・整理を行う。

- ア 道路ネットワーク上の位置づけ
- イ 高架橋の接続先道路の機能、渋滞状況
- ウ 既存及び計画・構想中の他の道路との交差方法・接続方法
- エ バス停移転の可能性及び関連する必要な取組（移転先の確保、公共交通機関における新たなルートの確立、簡易住民移転等）
- オ BRT 計画との整合性（注1）
- カ 鉄道事業者の計画との整合性（注2）
- キ 土地利用計画やその他都市計画上の規制との整合性

（注1）「ナイロビ都市開発マスタープラン」の策定時には具体化していなかったバス専用路線(Bus Rapid Transit。以下「BRT」と言う。)建設計画が進行していることから、BRT の敷設計画及びBRT 供与後に変化する交通流も見込んだうえで本事業実施の妥当性及び有効性をレビューする。

（注2）特に留意すべきプロジェクトの一つとして、ナイロビーモンバサ間を結ぶ標準軌鉄道整備計画がある。本計画は現在中国の支援によって行われているが、鉄道の敷設地によっては、本計画に影響を及ぼすことも考えられる為、敷設地と本事業の計画の整合性について確認する必要がある。

### (2)

最新のケニア政府・他ドナーの持つナイロビ都市開発及び交通網整備に係る事業・計画・調査の内容の把握

最新のケニア政府・他ドナーの持つナイロビ都市開発及び交通網整備に係る計画・調査の内容（特に、高架橋、道路（都市幹線道路含む）、交差点立体化、交差点平面改良等事業等）と本事業の整合性を確認する。

### (3) 都市計画に係る各種情報収集

ア 土地利用に関する各種法制度の内容（特に再開発関連制度の有無）を確認する。

イ 行政の土地管理体制を確認する（管理機関、登記簿、土地売買時に必要となる行政手続き等）。

ウ 駅周辺の土地利用状況（特に以下の点）について確認する。

- ・ 容積率
- ・ 地権者
- ・ 土地の所有者数やテナントの数の調査（典型例となり得る地区やビルを対象として調査し、一般化した調査結果として取りまとめる）
- ・ 不動産の転貸の可否と有無
- ・ 再開発を行う際に必要となる、所有者とテナントに対する保護・保証などの法的・習慣的手続き

エ 再開発に向けて必要となる施策や能力強化案について JICA に提案する。

#### （４） CBD における交通状況把握

本事業の事業対象地域及び道路ネットワーク上の関連する道路及び交差点を対象として、歩行者・自転車等の流れを含む交通現況そして渋滞のボトルネックを把握し、（５）の代替案及びバスターミナルの移転先を検討する際の前提条件を明らかにする。交通量調査に当たっては、既存の資料の活用を図り、必要な調査を追加で行う（注１）。上記、交通量調査の結果、人口増加率、及び経済成長率を基に交通需要予測を行う。

（注１） 調査方法については、プロポーザルにて提案すること。

#### （５） 代替案の作成・評価

上記検討結果を踏まえ、CBD 及びモンバサ道路における渋滞緩和を目的とした事業代替案を検討する。比較検討の際には、原案のエンタープライズ道路拡幅、高架橋建設、及びバスターミナルの移転案も含め、更には、他関係機関が作成した渋滞緩和効果の高い計画があればそれも検討に含める。また、代替案を作成する際には、本事業における本邦技術の活用についても積極的に検討する。

代替案の評価のポイントには、渋滞緩和への寄与、交通安全、歩行者・自転車等への配慮、事業費概算、環境社会配慮（含む住民移転、美観・景観等）、他事業との調整、本邦技術の活用、技術移転の程度、近隣商業施設への影響、施工性、鉄道含む既存交通への施工中・施工後の影響、その他社会経済上の影響の観点を含める。代替案の評価に際しては定量的なマルチクライテリア分析も可とするが、評価の定性的な記述内容を補足する位置づけとし、数値クライテリアや評価項目の重みづけの設定に当たってはケニア政府及び JICA と同意の上

で設定根拠を明示し、評価点の合計のみで優先案を提案することのないよう留意する（注1）。

（注1）（10）の環境社会配慮調査の結果を考慮できるように、（5）の代替案の作成・評価のタイミングを工夫すること。

#### （6）交通安全対策の検討

JICA が実施した「ナイロビ都市交通網整備計画調査」（2006年）によれば、ナイロビ市内の移動手段の大半が徒歩であり、また、2万人以上が自転車を利用している。このように、自転車・歩行者（Non-Motorized Transport。以下、「NMT」と言う。）は非常に重要な交通手段となっているが、現在は適切な交通規制マネジメントは実施されておらず、特に交通渋滞が発生する時間帯である夕方から夜にかけては、死亡事故を含む歩行者交通事故発生率が高くなっている。本業務においては、以下のとおり交通事故の原因を分析するとともに、その具体的な解決策を本事業の設計に入れ込むべく検討・提案する。

##### ア 警察による事故情報の把握状況の確認

警察による事故情報の把握（事故多発地区（Black Spot）の把握含む）状況を確認する。

##### イ 事故時における歩行者の状況の分析

歩行者が事故に巻き込まれるに至った状況の分析を行い、交通事故を未然に防ぐための解決策を検討する。

##### ウ エンタープライズ道路・高架橋設計上の配置の検討

事故の原因分析結果によってはプロジェクト設計（例：道路や高架橋に歩道を含む NMT を設置する）の再検討が必要な為、変更が必要であると判断した場合は、ケニア政府及び JICA と協議の上、設計に反映させる。

#### （7）道路周辺の排水対策の検討

近年、ナイロビ市内において、排水不良により、道路が冠水し、渋滞の深刻化及び道路損傷が進行する事例が多く見られる。本事業においても、道路幅員のコンポーネントが含まれていることから、排水対策を検討し、他地域のモデルになるような設計を提案する。

#### （8）ステークホルダー会議の実施支援

代替案の作成・評価の段階から周辺住民を含むステークホルダーからの意見聴取を行い、事業計画に反映させることを目的としてステークホルダー協議開

催に必要な支援を行う。特に用地取得、ユーティリティ移設、及びバスターミナルの移転については早期からステークホルダーへの周知及び検討依頼が必要であることから、本業務の初期からステークホルダーの巻き込みに着手し、またステークホルダーの選定に当たっては実施機関と十分に協議する（注1）。

（注1）（10）の環境社会配慮調査の過程でステークホルダー会議の開催が必要になる可能性もあることから、その点に留意しつつ、（8）の調査工程を組むこととする。

#### （9）優先プロジェクトの選定

（5）及び（8）の結果を踏まえ、ケニア側とともに優先プロジェクトを選定する。なお、事業規模によっては各コンポーネントの優先度付けやフェーズ分けをする等の工夫をする。

#### （10）環境社会配慮調査の実施

- ア 本事業建設予定地の土地確保状況及び必要な住民移転の有無を確認する。本事業の中でバスターミナルを移転する可能性があることから、特にバスターミナルの現状（ベンダー数、運営機関、関連組合等）、移転先の現状、更には、本事業によって影響を受けるベンダーへの代替生計手段の確保（案）については本業務を通じて詳細を確認する。
- イ 本事業に関し、国家環境管理庁（National Environmental Management Authority）による環境影響評価（Environment Impact Assessment、以下「EIA」と言う。）要否のスクリーニングが実施されるところ、書類案の作成等の必要な支援を行う。このため、プロポーザル作成に当たってはEIAが必要との判断がなされた場合を見込んで、再委託費用及び環境社会配慮団員の人月を計上する。EIAが不要と判断された場合は契約変更の手続きを取ること。
- ウ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、「JICA環境ガイドライン」と言う。）に基づき、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策及びモニタリング計画案の作成を行う。また、相手国と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。
- エ 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。特に③影響の予測については、高架橋建設の場合、騒音・振動及び排気ガスの発生源が高所となるため、予測手法等を含め具体的な予測項目につきプロポーザルにて提案する。
  - ① ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会

- ・状況等)の確認相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
- ・環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ・JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離
- ・関係機関の役割

- ② スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ③ 影響の予測
- ④ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑤ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑥ ジェンダーの視点を取り入れた環境インフラ設計の検討
- ⑦ 簡易住民移転計画の作成
- ⑧ モニタリング計画案の作成(実施体制、方法、費用等)

#### (11) 事業スコープの確認及び設計方針の検討

- ア 優先プロジェクトに係る資金調達計画(円借款・自己資金等)を先方実施機関に確認し、基本設計の対象とする事業のスコープ(高架橋建設、交差点改良(モンバサ道路と接続する交差点を含む)、道路拡幅、バスターミナルの移設、歩行者安全施設、ジェンダー視点を取り入れたインフラ施設等)を確認する。
- イ 設計基準及び設計条件等を設定し、当該事業に係る設計方針を提案し、ケニア側の合意を得る。

#### (12) 自然条件調査・地下埋設物調査の実施

以下の係る調査を実施する。自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、以下の項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

##### ア 地質・土質調査

地質・土質調査を実施し、地下水位、地盤耐力などについて確認する。また、ブラック・コットン・ソイルの分布状況も確認する。

##### イ 地形調査

図面作成及び用地取得範囲の検討を目的として、縦断測量、横断測量を実施する。その際には、既存資料を収集して活用する。

##### ウ 地下埋設物調査

- ① 各ユーティリティ機関の有する図面等を収集して実施することを基本とする(電線(架空線)の調査を含む)。

- ② ①を踏まえ、平板測量を行う。また、必要に応じてサンプル的に地下掘削を行う。

(13) 基本設計、施工計画、及び用地取得計画の作成

本事業の対象となるコンポーネントについて、以下の通り基本設計等を行う。また、歩行者用施設についてはバリアフリーとともに、現地の治安状況やジェンダー等への配慮を設計内容に反映する。

- ア 道路平面設計
- イ 道路縦横断設計
- ウ 道路舗装設計
- エ 交差点改良設計、高架橋設計
- オ 道路付帯設備設計（道路排水、照明、歩道橋等を含む）
- カ 交通制御機器（信号機等）設計
- キ バスターミナルの設計
- ク 数量計算表作成
- ケ 単価調査及び材料調査報告書作成
- コ 施工計画、工程、工事資材、及び工事重機調達計画策定
- サ 用地取得計画作成
- シ 駅前開発計画の作成
- ス JICA の定める調達手段標準スケジュール、工程を踏まえた全体工程表の作成

(14) コンサルティングサービスの内容の提案

案件監理等、本事業の実施段階で必要となるコンサルティングサービスの内容、規模（M/M）及び工程を提案する。

(15) 道路及び高架橋を含む構造物の費用の概算

本事業の概略事業費を以下に従って積算する。

ア 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せずに別資料とする。

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション及び予備費
- ③ 建中金利
- ④ コンサルティングサービス

⑤ その他 1 (融資非適格項目)

- a. 用地補償等
- b. 関税・税金
- c. 事業実施者の一般管理費

⑥ その他 2

- a. 完成後の委託保守費
- b. 移転地整備にかかる費用
- c. 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用(該当する場合)
- d. 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

イ 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

ウ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009 年 3 月版) を参照する。

エ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ること。

(16) 経済分析及び運用効果指標の提案

ア 経済分析

経済評価指標としての内部収益率 (EIRR 及び FIIR) 計算の基となる投資費用、運用費用及び便益について、ケニア国関係者等と、費用・便益項目、値 (金額)、値の算出根拠を協議の上、EIRR 及び FIRR を算出する。なお、IRR の計算においては、将来的な為替リスクも踏まえた感度分析も行う。

イ 運用効果指標の設定

プロジェクト評価に当たっては 1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、可能な限り定量的指標 (運用・効果指標) を設定し、事業完成後約 2 年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数を算出する。

なお、本事業については、定量的指標 (運用・効果指標) として、①年平均日交通量、②所要時間の短縮等を想定している。

#### (17) 事業実施体制の確認

- ア 事業実施機関である KURA の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業を実施する上で実施機関として必要なキャパシティビルディングがあれば提案を行う。また完工後の管理運営主体と移管が生じる場合はその手続きについて確認する。
- イ 本事業の調達契約方式、工事パッケージ、及び実施機関側の人員配置体制を提案する。

#### (18) コスト縮減策の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

#### (19) リスク管理シートの作成

昨今、円借款事業にて想定する開発効果の発現を確保するため、円借款案件審査タスクフォースを筆頭に審査能力の強化の必要性を提唱しており、リスク事項の特定および検討を促進するためのリスク管理シート（Risk Management Framework、以下「RMF」と言う。）の使用を推奨してきた。先方政府との協議の場であるファクト・ファインディング・ミッションや審査よりも早期段階から検討することで、組織内でのリスクに係る共通認識の形成が容易となり、ひいては審査の質の向上に寄与することが想定されることから、協力準備調査の中で RMF を作成する。

#### (20) 維持管理・運用保守計画の作成

実施機関の維持管理・運用保守に係る過去の実績をレビューしつつ、実施機関に必要な高架橋・道路メンテナンスに係るキャパシティ・ビルディングや技術移転を確認し提案する。現在、KURA を含めた道路維持管理を担う機関に対して、維持管理業務の外部委託に係る技術協力プロジェクト「道路メンテナンス業務の外部委託化に関する管理能力強化プロジェクト（フェーズ2）」（2013～2015年）を実施中。本技術協力プロジェクトの専門家との意見交換を踏まえて、本事業に最適な維持管理・運用保守計画を作成・提案する（含む費用概算）。

### 8. 成果品等

#### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

インセプション・レポートを除く各報告書の巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた要約を含めることとし、各要約の冒頭にページの色を変えた要旨を含め

ること。また、各報告書のケニア国政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に提出し、説明の上、その内容について了承を得るものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカー等によるチェックを十分に行うこと。

1) インセプション・レポート

提出時期：調査開始後 10 日以内

部数：英文 15 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

2) インテリム・レポート

提出時期：調査開始後 3 ヶ月後を目処

部数：英文 15 部、和文 2 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

3) プロGRESS・レポート

提出時期：調査開始後 5 ヶ月後を目処

部数：英文 15 部、和文 2 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

4) ドラフト・ファイナルレポート

提出時期：調査開始後 8 ヶ月後を目途

部数：英文 15 部、和文 5 部（うち先方実施機関へ英文 10 部）

5) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体成果をとりまとめたもの。

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに関する先方実施機関のコメント受領後 1 ヶ月以内

部数：英文 15 部／簡易製本版 10 部/要約 15 部（うち先方実施機関へ各 10 部）、和文 5 部／簡易製本版 5 部/要約 5 部

電子データ版：2 セット（うち先方実施機関へ 1 セット）。CD-ROM にインストールしたもの。

(2) その他の提出物

ア 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、5 日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を JICA に提出する。

イ 調査業務報告書

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日

までに JICA に提出する。

ウ 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを JICA（現地調査の場合は JICA 在外事務所長も含む）に速やかに提出する。

エ その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

（3）成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、プログレスレポート、及びドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2015年10月中旬より国内事前準備を開始し、2015年10月下旬より現地調査を行う。この間、業務量の目安に応じて国内解析を実施する。2015年12月下旬にインテリム・レポート、2016年2月を目処にプログレス・レポートを提出し、2016年5月中旬にドラフト・ファイナル・レポートを提出する。2016年8月下旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。なお、契約期間は2015年10月中旬から2016年9月中旬を目処としているが、これらはJICAが想定するスケジュールであり、現地調査の進捗状況により変更の可能性がある。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

合計 約47 M/M

##### (2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野は以下を想定している。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- ・総括/ 都市交通計画（主に道路計画）（2号）
- ・都市開発（3号）
- ・都市計画（駅前開発含む）（3号）
- ・構造物・橋梁設計（3号）
- ・道路設計/交差点設計
- ・建築（バスターミナル）
- ・交通需要予測
- ・経済分析
- ・自然条件調査（測量、地質）
- ・環境社会配慮
- ・事業費積算
- ・交通調査/業務調整

#### 3. ケニア側便宜供与内容

2015年7月16日署名の Minutes of Meetings を参照のこと。

#### 4. 配布資料及び閲覧資料

(1) 以下の貸与資料はアフリカ部アフリカ第一課(担当:小島、03-5226-8214)にて貸与します。

- ア 2015年7月16日署名 Minutes of Meetings on the mission for the Preparatory survey (TOR Mission) on Nairobi Viaduct and Road Construction Project in the Republic of Kenya agreed upon between the Government of Kenya and the Japan International Cooperation Agency(写)
- イ 2015年1月9日付 Application Template: Construction of Viaduct and Expansion of Enterprise road for the Nairobi Railway City (写)

(2) 公開資料

- ア ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト評価結果要約  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_1100511\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1100511_1_s.pdf)
- イ ケニア共和国ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト最終報告書 2014年12月  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12184032.pdf>
- ウ ナイロビ都市交通網整備計画調査 最終報告書 2006年12月  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000168670.html>

#### 5. 調査用資機材

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、調査遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含める。

#### 6. 現地再委託

現地再委託項目については、以下の業務を認めることとする。特に地質調査については技術力の確かな業者を選定し、調査の質を確保するよう留意すること。

- ・ 自然条件調査(地形調査、地質・土質調査)
- ・ 交通調査
- ・ 地下埋設物調査
- ・ 環境社会配慮現地調査

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。なお、現地再委託経費は本見積りに計上すること。

## 7. 安全管理

現地作業期間中には安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所、在ケニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制にし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 8. 複数年度契約

本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施する事が出来る。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## 9. 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上